

道路陥没事故に関する補償説明会 次第

令和7年8月22日（金）14:00～

令和7年8月23日（土） 9:30～、13:15～、15:15～

令和7年8月24日（日） 9:30～、13:15～、15:15～、17:45～

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 補償案及び今後の手続きについて
- 4 今後の復旧工事について
- 5 質疑応答
- 6 閉 会



補 償 の 概 要

	項 目	概 要	区 分	対 応	備考
事業者	土地の使用に係る補償	・ 借地補償 ・ 休業・営業補償	土地を工事ヤード用に借上げ契約を締結している事業者	個別対応	対応中
	営業補償	・ 休業または売上減少に対する営業補償 ・ 掛かり増し経費の補償	交通規制の範囲内の事業者	資料 1	
			上記以外	個別対応	
住民・事業者	電気代等の補償	・ 臭気により新たにかかった電気・ガス代の補償	陥没箇所から概ね200mまたは交通規制の範囲内の住民または事業者	資料 2	
			上記以外	個別対応	
	家屋補償	・ 建物等の損傷に係る修復費用の補償	工事施工箇所から影響がある範囲内の家屋または事業所	資料 3	対応中
			上記以外	個別対応	
	脱臭機の配付	・ 建物内の臭いを減少させるため脱臭機を配付	陥没箇所から概ね200mまたは交通規制の範囲内の希望する住民または事業者	資料 4	対応中
			上記以外	個別対応	
	その他の補償	・ これまでに経験がない対処をしたことによる補償	陥没箇所から概ね200mまたは交通規制の範囲内の住民または事業者	資料 5	
			上記以外	個別対応	

資料1

営業補償①

趣 旨

今回の道路陥没事故に伴う工事により緊急的な交通規制を長期かつ大規模に行い、沿道の往来がなくなったことにより休業もしくは売上が減少し、または、取引業者から受注、納品などに支障をきたして売上が減少した事業者に対して、通常の工事に伴う補償の基準(*1)に準じて損失分を補償します。

対 象 者

事故発生時点（令和7年1月28日）で事業を営んでいた方で、前面道路が工事による交通規制の範囲内となった敷地に所在する事業所の代表者を対象とします。（範囲は12ページ）

なお、上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます。

対象期間

令和7年1月29日から埼玉県下水道事業管理者が別に定める日（現時点では県道54号松戸草加線の暫定2車線道路が完成し、共用が再開されるまでの間と想定しています。）までの間とします。

なお、前面道路の交通規制が上記期間内に解消された場合は、解消された日の前日が属する月末までの間とします（規制の解消は12ページを参照）。

区分と補償額

区 分	補償額の算定方法
営業補償	交通規制の影響を受けて、休業、営業時間の短縮、客数の減少等により、交通規制の前と比較して売上額が減少している場合は、事故前と事故後の売上総利益の差額に相当する額を補償します（5ページを参照）。
掛かり増し経費の補償	交通規制の影響による、通常では生じ得なかった掛かり増しの経費について、因果関係を確認した上で個別に補償します（5ページを参照）。

手続方法

原則、次の電子申請フォーム（URLまたはQRコード）からお申し込みください。

電子申請が困難な場合は、別添の申込書1（16ページ）に所定事項を記入の上、次ページの必要書類を添付し、受付窓口（14ページ）に提出または郵送してください。

なお、ご提出いただいた書類に不備等がある場合や聞取りが必要な場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=100988



資料1

営業補償②

必要書類：

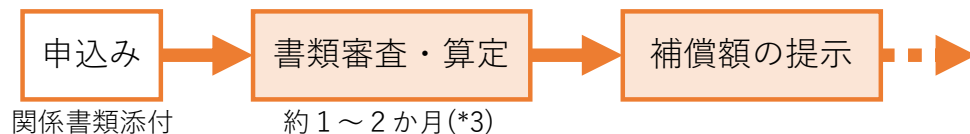
- ①事故前及び事故後の2事業年度分の申告書類等の写し(*2)
- ②交通規制の影響による通常では生じ得なかった掛かり増し経費の状況が分かる書類（該当のある事業者のみ）
- ③振込口座登録依頼書（26ページ）
- ④申込者の本人確認書類（運転免許証等 個人事業主のみ）

申込期間

区 分	対 象	申 込 期 間
第1回	令和7年1～6月分	令和7年8月25日（月） ～10月31日（金）
第2回	令和7年7～10月分	令和7年11月4日（火） ～令和8年1月30日（金）
第3回	令和7年11月以降分	別途お知らせします。

上記区分で申込みができない場合はご相談ください。
暫定2車線道路の共用再開後の一括申込も可能です。（10月末までに要連絡）

補償までの流れ



留意事項

- *1 埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準をいう。
- *2 申告書類等の写しとは、次の書類をいう。
- ①法人の場合
 - ・法人税の確定申告書別表一の控え
 - ・法人事業概況説明書の控え
 - ・損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳明細を含む。）
 - ・製造原価報告書（製造業の場合）
 - ・売上高と売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類（売上帳や仕入帳等）の写し
 - ②個人事業主の場合
 - ・令和6年所得税の確定申告書第一表の控え
 - ・令和6年所得税青色申告決算書（青色申告の場合に限る。）
 - ・売上高や売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類（売上帳や仕入帳等）の写し
- *3 提出書類等に不備がある場合は、お支払まで通常よりもお時間を要します。

営業補償の算定方法について

1 補償の区分と範囲

営業休止	- 基本的な算定方法：（事故前の売上高一仕入）－（事故後の売上高一仕入）・・・① - 営業再開の周知費用
営業継続	基本的な算定方法：営業休止の場合と同様、そのほか掛かり増し経費の補償・・・②

2 補償額の算定例（小売業）①

事故前の申告書類		事故後の申告書類	
売上高	100	売上高	80
仕入	70	仕入	56
売上総利益	30	売上総利益	24

→ 補償額6

※通常、売上高と仕入は比例関係にある。
便宜上、売上総利益率（粗利率）は一定とした。

交通規制の影響により売上高及び仕入が2割減となったケースを想定
①の計算によれば補償額は6となる。

（理由）
通常では、人件費、支払賃料、減価償却費等の固定的に発生する費用は、売上総利益（粗利益）から支払われている。
よって事故前の売上総利益になるように補償を行うことが適切と考える。

3 掛かり増し経費の例 ②

- ・ 自社駐車場が使用できなくなったため新たに代替駐車場を借用した場合の費用
- ・ 営業中であることの周知費用

など

資料2

電気代等の補償①

趣 旨

事故現場周辺で長期間にわたって生活や事業に影響を及ぼしている臭気のために、窓を開けて換気ができない、洗濯物が外に干せない等の事情で、室内エアコン、洗濯乾燥機、空気清浄・脱臭機を通常よりも稼働させて生じた電気代等について、前年同月と比較して増してかかった金額を損失として補償します。

対 象 者

令和7年1月29日から同年8月1日までの間、陥没箇所から概ね200メートルの範囲または前面道路が工事による交通規制の範囲内となった敷地に居住する世帯及び所在する事業所の代表者を対象とします。（範囲は13ページ）

なお、上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます。

対象期間

令和7年1月29日から埼玉県下水道事業管理者が別に定める日（現時点では破損した流域下水道管の仮復旧工事が完了するまでの間と想定しています。）までの間とします。

区分と補償額

区 分		補償額の算出方法
住民・事業者	電気代、ガス代(*1)	対象期間において、対象範囲に居住（事業所にあつては所在）をしていた期間に於いて、電気またはガスの使用に対し供給事業者から請求のあった料金と、その請求がなされた月の前年同月の同料金とを比較し、増加がある場合にはその差額を臭気対策のために通常より増してかかった費用とみなします。

手続方法

原則、次の電子申請フォーム（URLまたはQRコード）からお申し込みください。

電子申請が困難な場合は、別添の申込書2（19ページ）に所定事項を記入の上、次ページの必要書類を添付し、受付窓口（14ページ）に提出または郵送してください。

なお、ご提出いただいた書類に不備等がある場合や聞取りが必要な場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=100989



資料2

電気代等の補償②

必要書類：

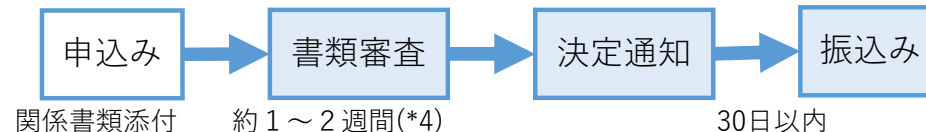
- ①電気・ガス供給事業者からの料金明細(*2)（当月分及び前年同月分(*3)）の写し
- ②振込口座登録依頼書（26ページ）
- ③申込者の本人確認書類（運転免許証等）

申込期間

区分	対象	申込期間
第1回	令和7年1月29日を含む 請求分から8月請求分まで	令和7年8月25日（月） ～9月30日（火）
第2回	令和7年9月から12月請求分まで	令和8年1月5日（月） ～1月30日（金）
第3回	令和8年1月請求分以降	別途お知らせします。

第1回分の申込みが間に合わなかった場合は、第2回の申込期間中に第1回分と第2回分を合わせてお申し込みください。

補償までの流れ



留意事項

- *1 ガス代についてはガス機器により臭気対策を行っている場合に限ります。申込時にガス機器の製造会社、製品名及び型番を記載いただくとともに、実物写真を添付してください。
- *2 補償対象期間に係る電気・ガス供給事業者からの料金明細について、既に破棄した等でお手元にない場合は、一度、料金明細の添付がない状態で申込みを行ってください。当方で該当の電気・ガス供給事業者に対して情報開示の可否等を確認します。
電気・ガス供給事業者によって、対応方法が異なることが想定され、皆様に委任状の記入や本人確認書類の追加提出をお願いしたり、皆様ご本人から情報開示依頼をしていただく場合があります。その際は個別に相談させていただきます。
- *3 令和6年2月以降に現住所へ転入された場合や、前年同月と世帯人数が異なる場合等、前年同月との比較ができない場合には、個別相談に応じますのでお申し出ください。
- *4 *2、*3の場合は、お支払いまで通常よりもお時間を要します。

資料3

家 屋 補 償

趣 旨

道路陥没事故に伴う土木的措置や復旧工事により生じた建物等への損傷に対して修復に要する費用を補償します。

対 象 者

道路陥没穴の外周等から50メートルの範囲内となった敷地内の家屋に居住する世帯及び所在する事業所の代表者を対象とします。

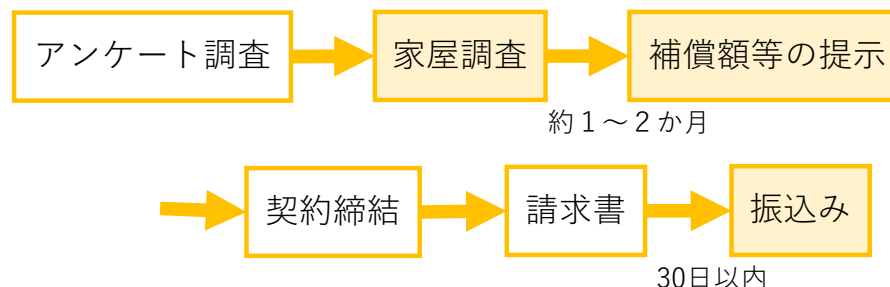
なお、上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます(*1)。

補償までの流れ

- ①対象となる方には、家屋調査の希望の有無について、8月29日までにアンケート調査書をポストに投函します。
- ②然るべき時期（工事が完了した後(*2)）に調査を実施し、工事の影響で生じた損傷を確認します。具体的には、現在の家屋の内部・外部、外構のヒビや傾き等を調査します(*3)。

③工事の影響で生じた損傷箇所の修復に要する費用を算定し、修復内容の説明とともに金額（補償額）を提示します。

④補償の内容にご了解いただけたら、修復費用等の負担契約を締結します。



留意事項

- *1 相談を受けましたら、まずは職員等が現地を訪問し、損傷の状況を確認します。
- *2 陥没穴の埋戻し工事の完了後となる予定です。
- *3 建物内部・外部、外構の調査には、家屋の規模によって半日から1日ほどの時間を要します。

資料4

脱臭機の配付

趣 旨

道路陥没事故に伴う土木的措置や復旧工事により生じた下水の臭気について、消臭のための対策をしてもなお、建物内に臭気が入り込んでくる場合に、臭気の減少に即応的に効果のある脱臭機(*1)を配付する(*2)。

対 象 者

令和7年1月29日から同年8月1日までの間、陥没箇所から概ね200メートル付近までの範囲または前面道路が工事による交通規制の範囲内となった敷地に居住する世帯及び所在する事業所の代表者を対象とします。(範囲は13ページ)

なお、上記以外の方については、被害が生じている場合は、個別の相談に応じます。

配付台数と申込期間

脱臭機の配付は、原則、一世帯または一事業所あたり2台までとします。

なお、配付した脱臭機の使用及び処分に伴って発生した事故やトラブル、費用等は、受領者が責任を持って対応し、負担するものとします。

区 分	申 込 期 間
原 則	令和7年12月26日(金)まで

手続方法

原則、次の電子申請フォーム(URLまたはQRコード)からお申し込みください。

電子申請が困難な場合は、別添の申込書3(23ページ)に所定事項を記入の上、受付窓口(14ページ)に提出または郵送してください。

なお、ご提出いただいた申込の内容に不備等がある場合や聞取りが必要な場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=100335



留意事項

*1 脱臭機は、臭いの分子を分解し、臭いを抑えることに優れた機器です。空気清浄機は、感染症予防や、花粉、ホコリ等の集じんに効果的な機器です。どちらも空気をきれいにする機器です。

*2 申込みの受付後、県から申込者あてに配達日時の確認の電話もしくはメールをいたします。

希望が集中した場合は、配達に時間を要することがあります。場合によっては、受取りにお越しいただきたい旨のメール等をいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

資料5

その他の補償①

趣 旨

これまでの通常の事案と異なり、経験のない事象に対処するために実施した土木的措置や復旧工事において、当初の段階で想定ができずに、周囲の住民生活や事業活動への支障や負担を長期間かつ多岐にわたりもたらしてしまったことに対して補償します(*1)。

対 象 者

令和7年1月29日から同年8月1日までの間(*2)、陥没箇所から概ね200メートルの範囲または前面道路が工事による交通規制の範囲内となった敷地に居住する世帯及び所在する(*3)事業所(*4)の代表者を対象(*5)とします（範囲は13ページ）。

区分と補償額

区 分		基 準 額	補 償 額 (例) ※	
			世帯区分	補 償 額
住 民	一世帯	30,000円	単身世帯	50,000円
	世帯人員 1人あたり	20,000円	2人世帯	70,000円
			3人世帯	90,000円
			4人世帯	110,000円
			一事業所	100,000円
事業者	一事業所	100,000円	一事業所	100,000円

※ 5人以上の世帯についても世帯人員1人あたり20,000円が加算されます。

手続方法

原則、次の電子申請フォーム（URLまたはQRコード）からお申し込みください。

電子申請が困難な場合は、別添の申込書4（24ページ）に所定事項を記入の上、次ページの必要書類を添付し、受付窓口（14ページ）に提出または郵送してください。

なお、ご提出いただいた書類に不備等がある場合や聞取りが必要な場合がありますので、必ず連絡先を記入してください。

資料5

その他の補償②

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=100990



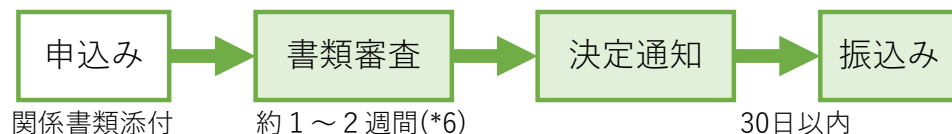
必要書類：

- ①振込口座登録依頼書（26ページ）
- ②申込者の本人確認書類（運転免許証等）

申込期間

区 分	申 込 期 間
今回のみ	令和7年8月25日（月）～12月26日（金）

補償までの流れ



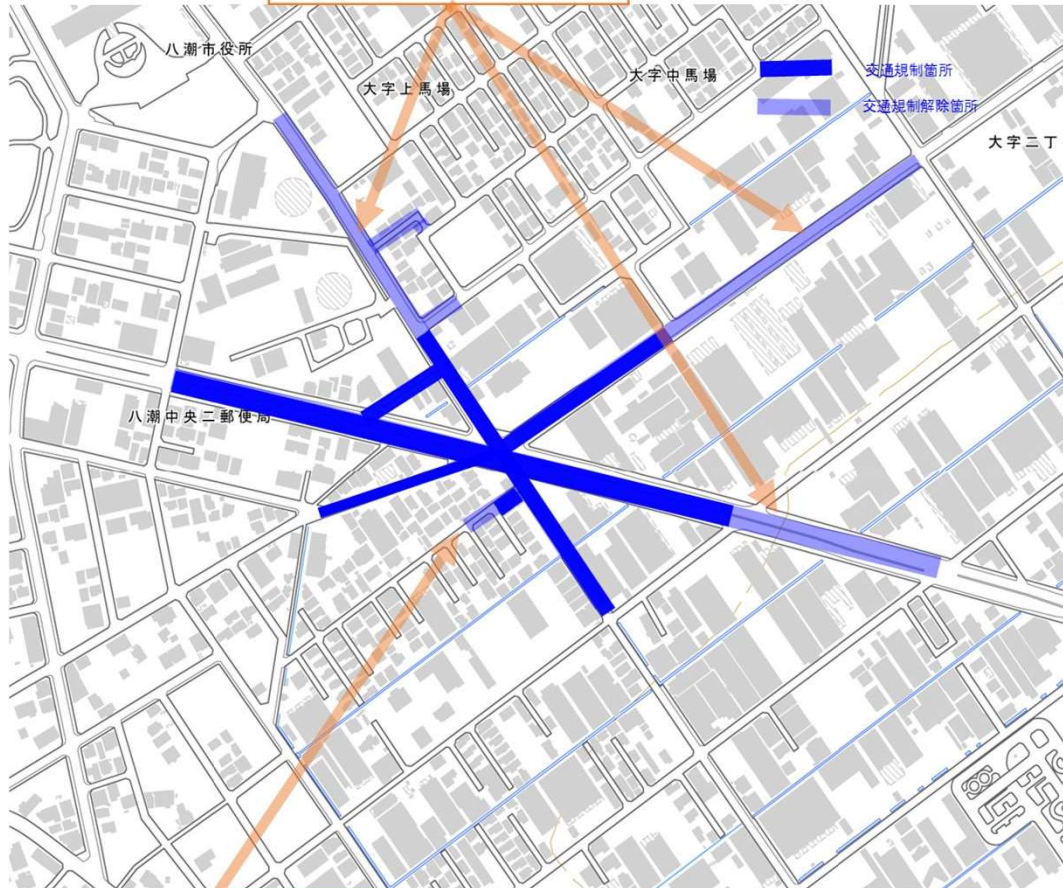
留意事項

- *1 その他の補償については、今回限りの補償になります。今後発生する新たな被害や、これとは別個に損害を証明できる場合を除き、再度の補償の請求はできません。
- *2 対象期間の途中で転入がある場合は、月割り計算（100円未満の端数は切上げ）とします。
- *3 居住とは住民登録、所在とは法人登記（個人事業主は税務署に開業届の提出）をしていることが必要です。
- *4 事業所の要件は、事業活動の実態があるものとし、かつ、従業員が常駐している必要があります。単なる資材置場は対象にはなりません。
- *5 個人事業主で自宅が事業所を兼ねている場合には、世帯または事業所の方でのみの申込みとなります。
- *6 提出書類等に不備がある場合は、お支払まで通常よりもお時間を要します。

補償の範囲（営業補償、家屋補償）

交通規制解除

令和7年7月1日



交通規制解除

令和7年2月18日

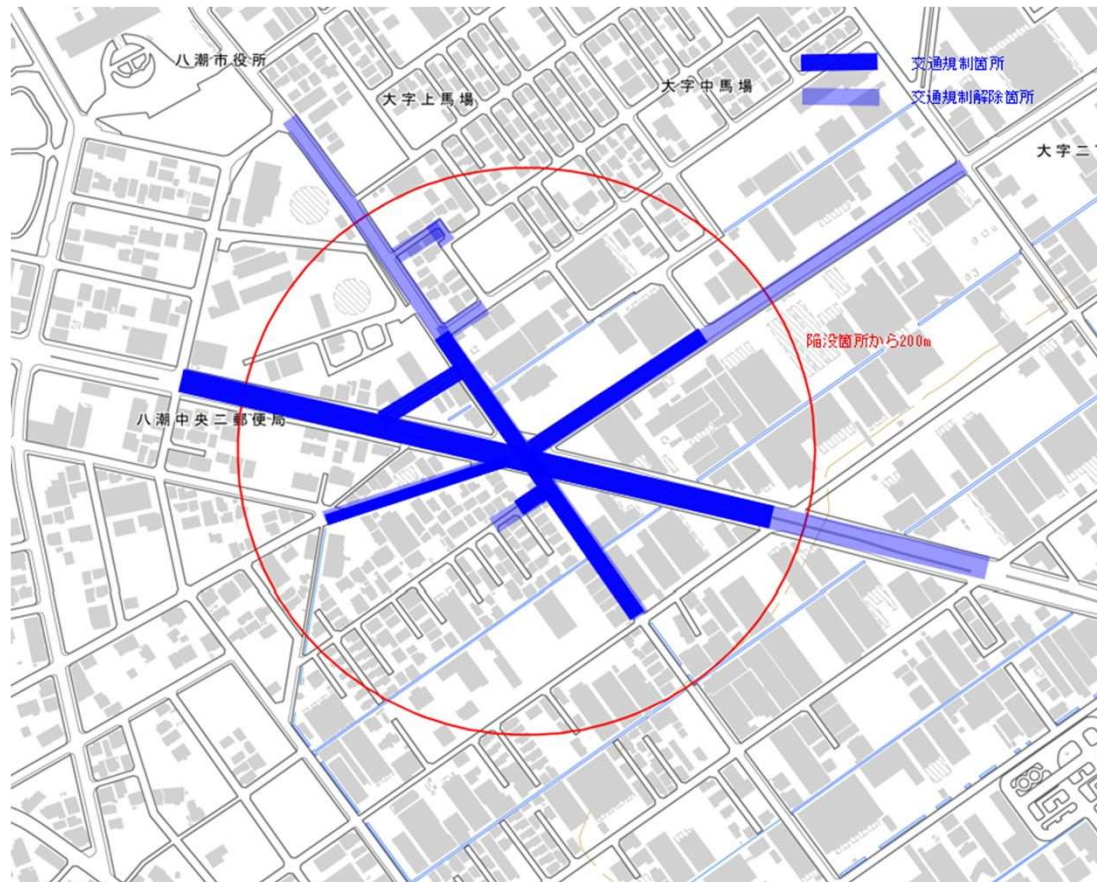
出典：国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)

対象範囲となる区域

町名	営業補償
大字二丁目	(規制継続中) 448～452-1、478～491、534、921-1、921-5、922-1、923-1～3、923-9、924-5～14、927-1、928-1、928-9、954-2～12 (7月1日解除) 413-2、416、417-1、435、438-1、439-1、467～476、496～503-3、504-2～3 (2月18日解除) 924-19～21、928-4～8、928-10～14、930-1
大字上馬場	(7月1日解除) 7-2、7-5、10-3
大字中馬場	(規制継続中) 60 (7月1日解除) 52-11～15、52-17、56-10、59-9、62-3～11
中央一丁目	(規制継続中) 3～4
中央二丁目	(規制継続中) 1-1～6、1-8(北側建物のみ)、1-17～20、1-24～26、1-32～33

町名	家屋調査の対象範囲(既に調査済みの家屋は除く。)
大字二丁目	446～448、483～485、528～534、923-1、923-3～9、924-5～8、924-16～17、928-6～8、928-10～13、930-1～12、930-14～16、931-5、931-7
大字中馬場	60
中央一丁目	3-13～15、4
中央二丁目	1-5

補償の範囲（電気代等・その他の補償、脱臭機配付）

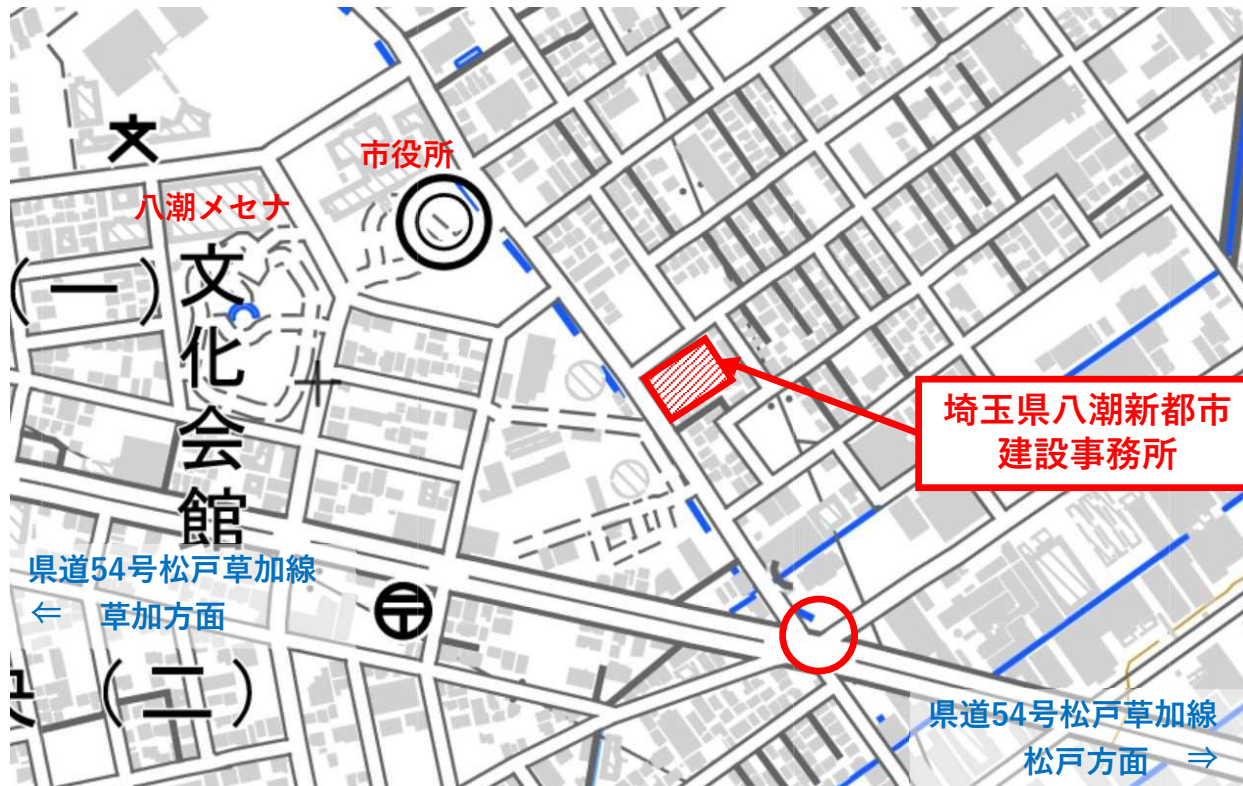


出典：国土地理院ウェブサイト(地理院地図を加工して作成)

対象範囲となる区域

町 名	電気代等の補償・脱臭機の配付・その他の補償
大字二丁目	413-2、416、417-1、435、438-1、439-1、441-1、442-2、443、443-3～14、444～452-1、467-1、468-5、470～504、504-1～3、525-3、526～534、917～966、967-4
大字上馬場	7-2、7-5、10-3
大字中馬場	28、29-1、34-1、35-2、35-6～12、40(道路西側のみ)、41-5、42、44、44-1、44-13、44-15、44-20、45、45-3、45-5、45-9、46-1～3、46-5、47-6、49-1、50-1、51～60、62-3～11
中央一丁目	3～4
中央二丁目	1～2
八潮一丁目	1

申 込 窓 口



- 補償については、原則、電子申請フォーム（各説明ページにあるURLまたはQRコード）からお申し込みください。
- 電子申請が困難な場合は、各申込書に所定事項を記入の上、関係書類を添えて、下記の受付窓口に提出または郵送してください。
- 窓口が混みあうことが予想されるため、近隣住民専用ダイヤルにてご予約の上でお越しいただきますようお願いいたします。

【電子申請システムURL】（窓口予約はこちらから）

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplayResult

「キーワードで探す」→「現地対策本部補償申込窓口予約」でキーワード検索→「手続き一覧」から希望の時間枠をクリックして予約



申込窓口：

埼玉県八潮新都市建設事務所内
埼玉県下水道局現地対策本部補償担当
〒340-0812 八潮市中馬場52-2

近隣住民専用ダイヤル（県庁内）
（平日の午前9時から午後5時まで）

申 込 書 等

- 申込書 1（営業補償） 16ページ
- 申込書 2（電気代等の補償） 19ページ
- 申込書 3（脱臭機の配付） 23ページ
- 申込書 4（その他の補償） 24ページ
- 振込口座登録依頼書 26ページ
- 電子申請フォームによる申込みについての補足資料 27ページ

申込書 1

令和 7 年 1 月 2 8 日に発生した八潮市道路陥没事故にかかる
工事に伴う交通規制範囲内の事業者に対する営業補償等申込書（第 1 回）

申請日 令和 年 月 日

埼玉県下水道事業管理者

別紙の書類を添えて、以下のとおり申し込みます。

1 申込者の情報

【個人事業主の方】

自宅住所	〒			—		
電話番号	TEL					
氏 名			フリガナ			
事業所名 (屋号)	(屋号がない場合は「なし」と記入)					
事業所住所	〒			—		

【法人の方】

法人所在地	〒					—	
電話番号	TEL						
法人名							
代表者職名			代表者 氏名			フリ ガナ	
事業所名 (*)							
事業所住所 (*)	〒			—			

(*) 交通規制区域内に本店又は主たる事務所とは別に事業所がある場合に記入してください（複数ある場合にはそのうち 1 つ記入してください）

※ 連絡窓口となる担当者様がいらっしゃいましたらご記入ください。

所属			電話番号		
担当者氏名			フリガナ		

2 申込内容 ※ 該当する口にチェック (✓) をお願いします。

- ☐ 交通規制の影響を受けて、休業、営業時間の短縮、客数の減少等により、交通規制の前と比較して売上額が減少しているため、営業補償を申し込みます。
- ☐ 交通規制の影響による、通常では生じ得なかった掛かり増し経費の補償を申し込みます。

3 添付資料 ※ 該当する□にチェック（✓）をお願いします。

□ 本人確認書類のコピー又は写真（個人事業主のみ。該当するいずれか一つ）

例）運転免許証、マイナンバーカード（*）、健康保険証など

（*）マイナンバーが記載されている面は添付しないでください。

□ 確定申告書等の写し（営業補償を申し込む場合に添付する）

【法人】

①法人税の確定申告書別表一の控え

②法人事業概況説明書の控え

③損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳明細を含む）

④製造原価報告書（製造業で作成している場合）

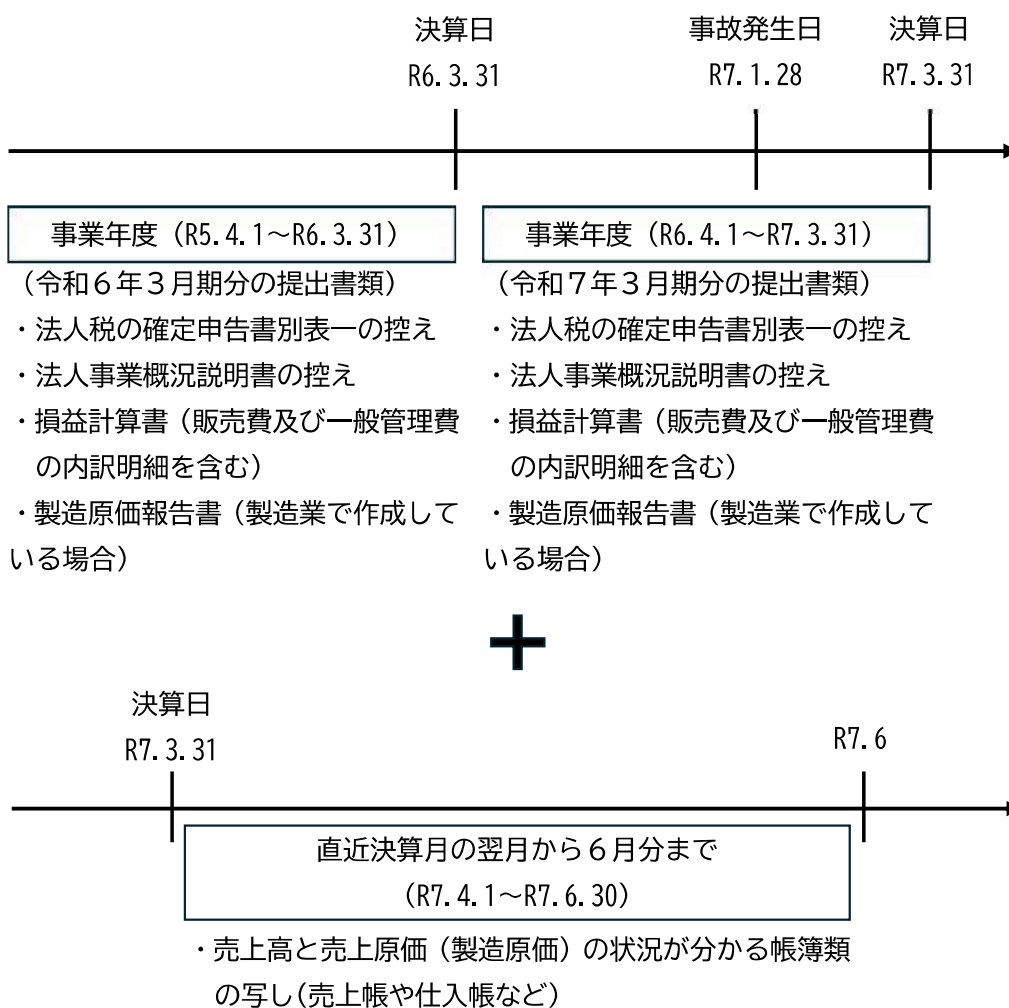
事故前及び事故後の
2事業年度分ご提出ください（*）

（*）申告期限が来ておらず2事業年度分ご提出できない場合には、直近の書類のみで構いません。

⑤売上高と売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類の写し（売上帳や仕入帳など）

※ 直近決算月の翌月から6月までの分をご提出ください。なお、①～④までの書類で直近決算月の翌月から6月までの状況が分かる場合にはご提出は不要です。

【3月末決算法人が令和7年9月に申請した場合の提出書類の例】



- ☐ 交通規制範囲内外に複数の事業所がある場合にはチェック（✓）を入れてください。
この申込書をいただいた後、事業所の状況をお伺いし追加の資料の提供をお願いするためこちらからご連絡させていただきます。

【個人事業主】

- ①令和6年所得税の確定申告書第一表の控え
 - ②令和6年所得税青色申告決算書（青色申告の場合に限る）
 - ③売上高や売上原価（製造原価）の状況が分かる帳簿類の写し（売上帳や仕入帳など）
- ※ 令和7年1月から6月までの分

- ☐ 交通規制の影響による、通常では生じ得なかった掛かり増し経費の状況が分かる資料
（掛かり増し経費の補償を申し込む場合に添付する）
例）自社駐車場が使用できなくなったため新たに借用した代替駐車場の費用の領収書
例）営業中であることの周知費用の領収書

※ 添付いただいた資料に関連して、どのような掛かり増し経費が発生したのか簡潔に下欄に記入してください。

※ 営業補償によって補償されると判断した場合には、補償しません。（二重補償となるため）

添付いただいた資料のみでは、事故前と事故後の経営状況の変化の把握が困難な場合や証拠書類が不足していると判断した場合には、追加で資料のご提出等をお願いする場合があります。

- ☐ 振込口座登録依頼書（他の補償の申込時に提出をしていない方のみ）

以上

申込書 2

令和 7 年 1 月 2 8 日に発生した八潮市道路陥没事故に係る
増加した電気代等の補償申込書（第 1 回分）

申込日 令和 年 月 日

埼玉県下水道事業管理者

別紙の書類を添えて、以下のとおり申し込みます。

1 申込者の情報

【世帯の方】【個人事業主の方】＊は事業所の申込みをする場合のみ記入

(注)個人事業主の方へ

自宅が事業所を兼ねる場合、世帯または事業所のどちらか一方として申し込んでください。事業所として申し込む場合は＊欄にもご記入ください。
自宅と事業所が異なり、どちらも対象となる場合は、別々に申込みが必要です。

自宅現住所	〒	—	対象範囲内に居住していた時の住所 (現住所が対象範囲外の場合)	
電話番号	TEL		〒	—
代表者氏名		フリガナ		
事業所名＊	(屋号がない場合は「なし」と記入)	事業所住所＊	〒	—

【法人の方】＊1 事業所ごとに申し込んでください。

法人所在地	〒	—	電話番号	TEL
法人名				
代表者職名		代表者氏名	フリガナ	
事業所名＊		事業所住所＊	〒	—

※連絡窓口となる担当者様がいらっしゃいましたらご記入ください。

所属		電話番号	TEL
担当者氏名		フリガナ	

2 世帯における居住の状況（世帯の方のみ）

R5.12.27 から申込日までの間（ただし、その間に転入・転出した世帯については、その間のうち対象範囲に居住していた期間のみ）における、世帯の居住状況をご記入ください。

○居 住 者：期間中、1 日でも居住していた方について、全員分（申込者含む）ご記入ください。

○居住期間：期間中、居住した期間について、該当箇所へのチェック(✓)及び記入をお願いします。

居住期間が複数に分かれる場合、2 期目以降は備考欄にご記入ください。

居住者		居住期間		備考
氏名 (申込者及び申込者と姓が同じ方は、名のみで結構です)	生年月日	R5.12.27 から申込日までの間、継続して居住 (該当なら✓)	左記以外の場合 居住期間の初めと終わりの日付を記入 (R○.○.○の形でご記入ください)	
太郎	S60.1.1	☒	～	R5.12.27 より前から居住している場合は、R5.12.27 の日付を記入してください。
花子	H1.3.3	☐	R5.12.27 ～ R7.3.31	
埼玉 次郎	S25.5.5	☐	R7.3.1 ～ R7.9.1	申込日 (この例では R7.9.1) 現在で居住している場合は、申込日の日付を記入してください。
		☐	～	
		☐	～	
		☐	～	
		☐	～	
		☐	～	
		☐	～	
		☐	～	
		☐	～	

記入例

3 電気料金に関する確認事項

電気料金の請求月ごとに、該当箇所へのチェック(✓)をお願いします。なお、「使用期間」とは、各請求月に対する電力の使用期間のことで、料金明細に「ご使用期間」「ご利用期間」等の名目で記載されています。

※ 複数月分が合算されて請求されている場合、合算前の本来の請求月でお考えください。

【R 7 年】

※右のいずれかに
該当する場合は、
明細の提出は不要です
(月ごとにご判断ください)

- ① 「使用期間」の全部が、R 7 年 1 月 28 日以前の場合
- ② 対象範囲内に居住・所在していないため、請求料金がない場合
- ③ 補償額が生じない等とご自身で判断され、算定を求めない場合

	明細の提出	明細の提出「しない」の理由
1 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ①に該当 ☐ ②に該当 ☐ ③に該当
2 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ①に該当 ☐ ②に該当 ☐ ③に該当
3 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ①に該当 ☐ ②に該当 ☐ ③に該当
4 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
5 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
6 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
7 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
8 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当

【R 6 年】

R 7 年との比較のため、R 6 年同月請求分の明細もご提出ください。

※右のいずれかに
該当する場合は、
明細の提出は不要です
(月ごとにご判断ください)

- ④ 対象範囲内に居住・所在していないため、請求料金がない場合
- ⑤ R 7 年同月請求分が、①～③のいずれかに該当する場合
- ⑥ R 6 年と R 7 年の同月請求分の「使用期間」同士で、一部でも世帯人数が異なる場合
 例 R6.5 月請求分の「使用期間」=R6.3.25~R6.4.24 この期間、世帯人数 3 人
 R7.5 月請求分の「使用期間」=R7.3.24~R7.4.24 R7.4.3 に 1 人増加

	明細の提出	明細の提出「しない」の理由
1 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
2 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
3 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
4 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
5 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
6 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
7 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
8 月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当

4 ガス料金に関する確認事項

ガス乾燥機などのガス機器により臭気対策を行った場合は、3(電気料金)と同様、請求月ごとに、該当箇所へのチェック(✓)をお願いします。該当のない方は5へお進みください。

<使用した機器>

(1種類で結構です。写真の添付をお願いします。なお、現物を確認させていただく場合があります。)

機器名_____ (例 ガス乾燥機、ガスエアコン等)

メーカー_____ 型番_____

【R7年】

※右のいずれかに
該当する場合は、
明細の提出は不要です
(月ごとにご判断ください)

- ① 「使用期間」の全部が、R7年1月28日以前の場合
- ② 対象範囲内に居住・所在していないため、請求料金がない場合
- ③ 補償額が生じない等とご自身で判断され、算定を求めない場合

	明細の提出	明細の提出「しない」の理由
1月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ①に該当 ☐ ②に該当 ☐ ③に該当
2月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ①に該当 ☐ ②に該当 ☐ ③に該当
3月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ①に該当 ☐ ②に該当 ☐ ③に該当
4月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
5月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
6月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
7月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当
8月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ②に該当 ☐ ③に該当

【R6年】

R7年との比較のため、R6年同月請求分の明細もご提出ください。

※右のいずれかに
該当する場合は、
明細の提出は不要です
(月ごとにご判断ください)

- ④ 対象範囲内に居住・所在していないため、請求料金がない場合
- ⑤ R7年同月請求分が、①～③のいずれかに該当する場合
- ⑥ R6年とR7年の同月請求分の「使用期間」同士で、一部でも世帯人数が異なる場合

例 R6.5月請求分の「使用期間」=R6.3.25～R6.4.24 この期間、世帯人数3人
R7.5月請求分の「使用期間」=R7.3.24～R7.4.24 R7.4.3に1人増加

	明細の提出	明細の提出「しない」の理由
1月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
2月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
3月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
4月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
5月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
6月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
7月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当
8月請求分	☐ する ☐ しない ☐ 明細が確認できない(提出保留)	☐ ④に該当 ☐ ⑤に該当 ☐ ⑥に該当

5 添付書類

該当箇所へのチェック(✓)をお願いします。

- ☐ 3及び4で明細の提出を「する」に✓を入れた、各月の料金明細の写し
(紙の明細の写し、ウェブサービスからダウンロードした明細のコピーなど)
※請求月(○月分)、使用期間、料金の内訳が記載されていることをご確認ください。
- ☐ (世帯及び個人事業主の方) 申込者の本人確認書類のコピー又は写真
例：運転免許証、マイナンバーカード(*)、健康保険証など、氏名・生年月日・現住所がわかるもの
*マイナンバーが印字されている面は添付しないでください。
- ☐ (ガス代を申し込む場合) 4に記入した機器の写真
- ☐ (この申込みのために過去の明細の発行等を行ったことで手数料が生じた場合)
手数料を支払ったことが分かる資料
- ☐ 振込口座登録依頼書(八潮市道路陥没事故に係る他の補償申込みにおいて提出済みの場合は不要)

6 承諾事項

内容をご確認の上、チェック(✓)により承諾をお願いします。

- ☐ 申込者に対しこの申込書に係る補償決定通知が送付されたことをもって、この申込書に係る補償の契約が締結されたものとするを承諾します。
- ☐ この申込書に係る補償の契約を締結した後は、令和7年1月から8月までを請求月とする電気代及びガス代に係る補償について、この契約に基づくもののほか一切請求をしないものとします(別の事業所に関するもの及び事業所とは別に申し込む世帯に関するものを除く。)
- ☐ この申込書に係る補償の契約に関し申込者と第三者との間で問題が生じた場合は、申込者がその責任と負担において解決するものとします。

<「明細が確認できない(提出保留)」に✓のある明細について>

3及び4で「明細が確認できない(提出保留)」に✓のあるものについて、埼玉県下水道局から電力・ガス会社への確認を希望する場合は、右の□に✓を入れ、下記に電力・ガス会社との契約状況を知る範囲で記入した上で、一旦この申込書を提出してください。確認が取れ次第ご連絡し、一度この申込書をお戻しして追記・修正を依頼させていただきます。 → ☐

過去の明細に関する情報開示依頼への対応は、会社により異なることが想定されます。確認の結果、委任状による埼玉県下水道局からの代理請求が可能な場合は、委任状の記入を個別に依頼させていただきます。また場合によっては、開示依頼できるのがご本人に限られ、本人確認書類や開示手数料を要する可能性もあります。

○電力会社との契約状況

R6.1.29 から申込日まで(ただし、その間に転入・転出した世帯については、その間のうち対象範囲に居住していた期間のみ)の契約状況を記入してください。※料金の引き落とし記録等をご確認ください。

R 年 月 日 ~ R 年 月 日 会社名: _____

(以降は、期間中に会社を切り替えた場合に記入)

R 年 月 日 ~ R 年 月 日 会社名: _____

R 年 月 日 ~ R 年 月 日 会社名: _____

○ガス会社との契約状況

R6.1.29 から申込日まで(ただし、その間に転入・転出した世帯については、その間のうち対象範囲に居住していた期間のみ)の契約状況を記入してください。※料金の引き落とし記録等をご確認ください。

R 年 月 日 ~ R 年 月 日 会社名: _____

(以降は、期間中に会社を切り替えた場合に記入)

R 年 月 日 ~ R 年 月 日 会社名: _____

R 年 月 日 ~ R 年 月 日 会社名: _____

以上

令和 7 年 8 月上旬

脱臭機の配付について

説明会対象者の皆様を対象に、ご希望の方には脱臭機の配付を予定しております。

ご希望の方は下記によりお申し込みください。

記

対 象 者 交通規制エリア内及び陥没地点から概ね 2 0 0 m の範囲内にお住いの住民の方または所在する事業者の方

配付時期 補償説明会以降（8 月 2 5 日以降）

申込方法 ご希望の方は次の URL から電子申請をしてください。

URL : https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=100335



なお、電子申請が困難な方は必要事項を記入の上、補償説明会当日にお持ちください。

脱臭機配付の申込み

【個人の方】（氏名）

【法人の方】（法人名）

（代表者名）

（住所又は所在地）

（連絡先電話番号）

（配付希望台数） 台 ※ 配付台数は最大 2 台となります。

（備考）

令和7年1月28日に発生した八潮市道路陥没事故に係る
その他の補償申込書

申込日 令和 年 月 日

埼玉県下水道事業管理者

別紙の書類を添えて、以下のとおり申し込みます。

1 申込者の情報

【世帯の方】【個人事業主の方】＊は事業所の申込みをする場合のみ記入

(注)個人事業主の方へ
自宅が事業所を兼ねる場合、世帯または事業所のどちらか一方として申し込んでください。事業所として申し込む場合は＊欄にもご記入ください。
自宅と事業所が異なり、どちらも対象となる場合は、別々に申込みが必要です。

自宅現住所	〒	—	対象範囲内に居住していた時の住所 (現住所が対象範囲外の場合)	
電話番号	TEL		〒	—
代表者氏名		フリガナ		
事業所名＊	(屋号がない場合は「なし」と記入)	事業所住所＊	〒	—

【法人の方】※1 事業所ごとに申し込んでください。

法人所在地	〒	—	電話番号	TEL
法人名				
代表者職名		代表者氏名	フリガナ	
事業所名※		事業所住所※	〒	—

※連絡窓口となる担当者様がいらっしゃいましたらご記入ください。

所属		電話番号	TEL
担当者氏名		フリガナ	

2 世帯における居住の状況（世帯の方のみ）

(1) R7.1.29 から R7.8.1 の間で対象範囲に居住していた期間について、世帯を構成していたことがある方全員分（申込者含む）をご記入ください。

氏名 (申込者及び申込者と姓が同じ方は、名のみで結構です)	生年月日	各期間のうち1日でも居住していた場合には、✓を入れてください							
		R7.1.29 ～1.31	2.1～ 2.28	3.1～ 3.31	4.1～ 4.30	5.1～ 5.31	6.1～ 6.30	7.1～ 7.31	8.1
太郎	S60.1.1	☐	☐	☒	☒	☒	☒	☒	☒
花子	H1.3.3	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
埼玉 次郎	S25.5.5	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

(2) R7.8.2～R7.8.21の間に世帯に出生した子がいらっしゃいましたら、ご記入ください。ただし、出生日において世帯が対象範囲にある場合に限りです。

氏名（申込者と姓が同じ場合は名のみ、双子以上は連名としてください）		生年月日	
-----------------------------------	--	------	--

(3) チェック（✓）により、以下のご確認をお願いします。

☐ (1)(2)に記載した全ての者について、別の世帯の構成員として申込みがなされていないことを確認しました。

3 事業所の所在期間（事業所の方のみ）

該当箇所へのチェック（✓）及び記入をお願いします。

- ☐ R7.1.29時点で、対象範囲に所在していた。
- ☐ R7年2月から7月までの間に、対象範囲に所在を開始した。→所在開始の時期：R 年 月
- ☐ R7.8.1に、対象範囲に所在を開始した。

4 添付書類

該当箇所へのチェック（✓）をお願いします。

- ☐ （世帯及び個人事業主の方）申込者の本人確認書類のコピー又は写真
例：運転免許証、マイナンバーカード（*）、健康保険証など、氏名・生年月日・現住所がわかるもの
*マイナンバーが印字されている面は添付しないでください。
- ☐ 振込口座登録依頼書（八潮市道路陥没事故に係る他の補償申込みにおいて提出済みの場合は不要）

5 承諾事項

内容をご確認の上、チェック（✓）により承諾をお願いします。

- ☐ 埼玉県下水道局がこの申込書に係る情報を八潮市に提供し、八潮市から埼玉県下水道局が住民基本台帳法等に基づく情報の提供を受けることを承諾します。
- ☐ 申込者に対しこの申込書に係る補償決定通知が送付されたことをもって、この申込書に係る補償の契約が締結されたものとするを承諾します。
- ☐ この申込書に係る補償の契約を締結した後は、「令和7年1月28日に発生した八潮市道路陥没事故に係るその他の補償」について、この契約に基づくもののほか一切請求をしないものとします（別の事業所に関するもの及び事業所とは別に申し込む世帯に関するものを除く。）。
- ☐ この申込書に係る補償の契約に関し申込者と第三者との間で問題が生じた場合は、申込者がその責任と負担において解決するものとします。

以上

振込口座登録依頼書

令和 年 月 日

(あて先) 埼玉県下水道事業管理者

次のとおり、振込口座の登録を依頼します。

1 依頼者情報 (世帯の代表の方は、※欄のみ記入)

(フリガナ)										
法人名・屋号 (正式名称で記入。屋号は 個人事業主が事業所として 登録する場合に記入)										
代表者氏名 ※ (法人の場合は法人代表者)										
郵便番号 ※				—						
住 所 ※ (法人の場合は本店又は主 たる事務所の所在地)										
支店・事業所名 (支店・事業所により登録 口座が異なる場合は記入)										
郵便番号				—						
住 所										
電話番号 ※	—					—				

2 口座情報

ゆう ち よ 銀 行 以 外	金融機関名	銀行・農協 ・信用金庫	金融機関 コード	
	支店名	支店・本店	支店 コード	
	預金種別	1 普通 2 当座		
	口座番号			
ゆうちょ銀行の場合		記号 (ハイフン前5桁)	番号 (ハイフン後2桁以上8桁以下)	
カナ名義				

3 添付書類

金融機関名 (又は金融機関コード)、支店名 (又は支店コード)、口座番号及びカナ名義
が分かる通帳又はキャッシュカード等の写しを添付します。

以上

電子申請フォームによる申込みについての補足資料

1 フォームへのアクセス方法

説明会資料の各補償の説明ページに掲載されている電子申請のURLまたは二次元コードから、直接各申し込み手続きのページにアクセスをお願いします。

※「埼玉県電子申請・届出サービス」というシステムを使用していますが、今回の各補償のお申し込みは、同サービスの「手続き検索」では出てきません。

【参考】埼玉県電子申請・届出サービス トップページ
<https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/>



2 利用者登録

アクセスいただくと、利用者登録をせずに申し込むか、利用者登録をされている方はID等を入力する画面になります。利用者登録は任意ですので、登録されない方は「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。

利用者登録せずに申し込む方はこちら >

お進みいただくと、連絡先メールアドレスを入力する画面になります。入力完了後に届くメールに記載されているURLにアクセスいただき、お申し込みを続けてください。

3 添付ファイルの設定

各申し込みの中では、画像などの電子ファイルを添付いただきます。どのような添付ファイルが必要となるかは、説明会資料にございます各「申込書」の様式から、あらかじめご確認いただくとスムーズです。また、電子申請では「振込口座登録依頼書」に代えて口座情報を入力いただくため、口座情報の分かる通帳やキャッシュカードの写し（写真など）の添付も必要となります。

【ファイル添付の手順】

添付書類のアップロード（世帯の方、個人事業主の方）
選択肢の結果によって入力条件が変わります 添付ファイル 必須

①ファイル添付が必要な項目には「添付ファイル」ボタンが表示されますので、こちらをクリックします。

②ファイル選択画面に移りますので、「ファイルの選択」をクリックし、添付するファイルを選択します。

③「ファイルの選択」後、「添付する」をクリックすることで、ファイルが添付されます。（1ファイルごとに、「添付する」のクリックが必要です。）

④「入力へ戻る」で、申込画面に戻ります。

電子申請フォームによる申込みについての補足資料

4 入力内容の一時保存

入力の途中で、入力内容の一時保存ができます。申込画面の最下部にある「入力中のデータを保存する」をクリックしてください。

<特にご注意いただきたい点>

パソコンの場合

- ・添付ファイルは、一時保存ができません。

(パソコン上にテキストファイル(XML形式)の形で保存される仕組みのため)

スマートフォンの場合

- ・一時保存期間は7日間です。(7日間は電子申請システム上に保存されます)
- ・閲覧履歴の削除などでcookieデータを削除してしまった場合は、一時保存されたデータにアクセスできなくなります。

↓ 入力中のデータを保存する

5 一時保存した内容の読み込み

パソコンの場合

- ①最初に届いたメールに記載のURLをクリックするか、24時間経過後であれば再度1、2の手順をたどり、申込画面まで到達しましたら、最下部にある「保存データの読み込み」をクリックしてください。

↑ 保存データの読み込み

- ②ファイル選択の画面になりますので、パソコン上に保存された該当のファイルを選択してください。

スマートフォンの場合

- ①同じ端末から、以下いずれかの方法で「埼玉県電子申請・届出サービス」にアクセスしてください。
 - ・最初に届いたメールに記載のURLを開く(申込画面が開きます。24時間経過後は期限切れエラーになりますが、エラー画面から「ホーム」に飛ぶことができます)
 - ・この資料1ページ目右上の二次元コードから開く(「ホーム」(トップページ)が開きます)

- ②右上のメニューを開くと、一番下に「一時保存読込」の選択肢が出てきます。こちらをクリックし、該当の手続きを選択して入力を再開してください。

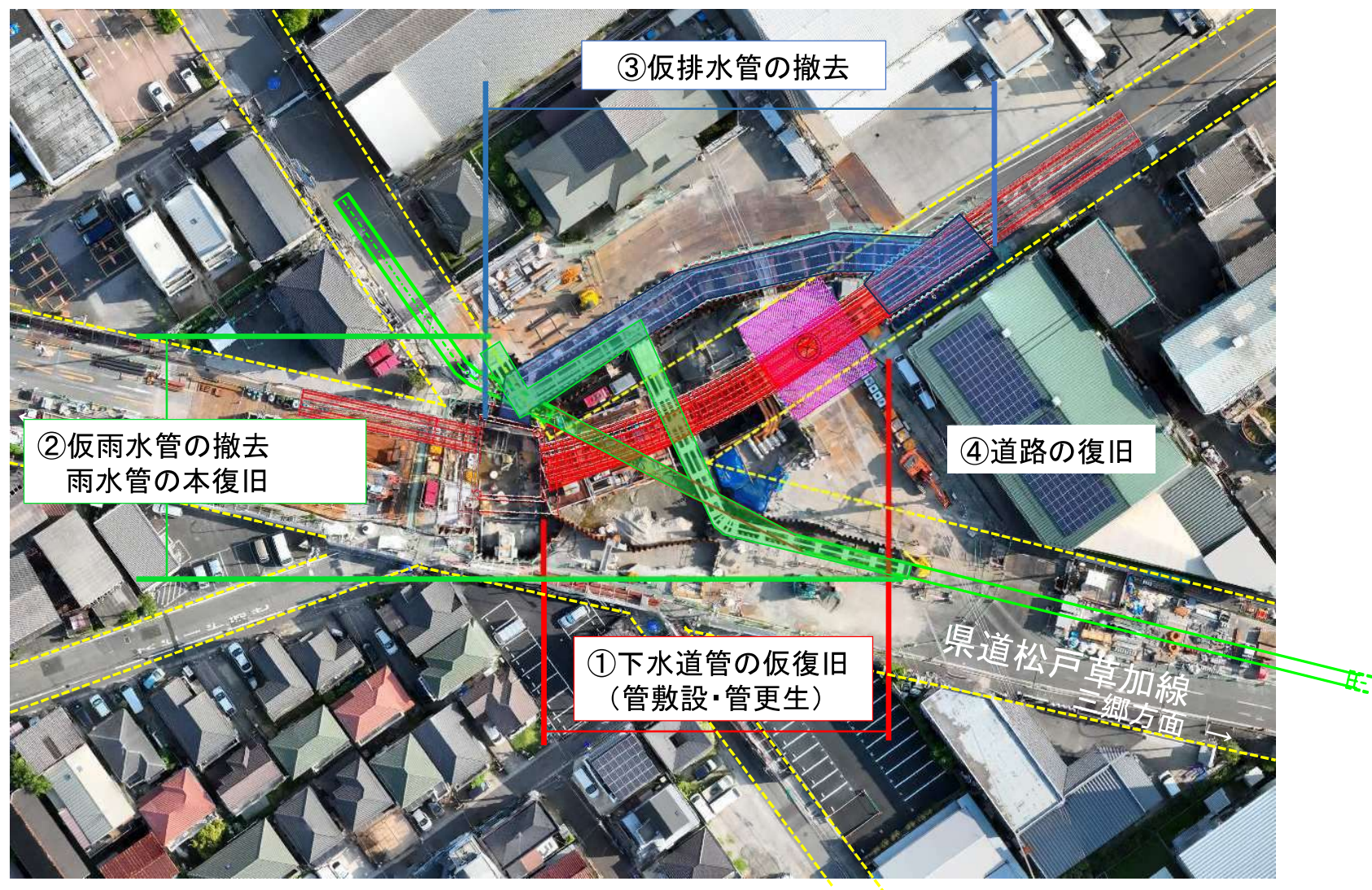
※「一時保存読込」が表示されない場合があります。

その場合は、メニューの任意の選択肢を選ぶか、または「ホーム」をクリックして、ページを移動させてから、メニューを再度開いてみてください。

例：「ホーム」の画面



復旧工事



環境対策について ～臭気～

○発生源

—下水、汚泥、汚泥のついた殻



○対策方法

消臭剤の噴霧

- ・噴霧器の設置



発生量の抑制

- ・防臭シート
- ・送風機
- ・開口部の一部埋戻し
- ・蓋設置
- 強化 9月: 隙間の補強
- ・下水への薬剤投入

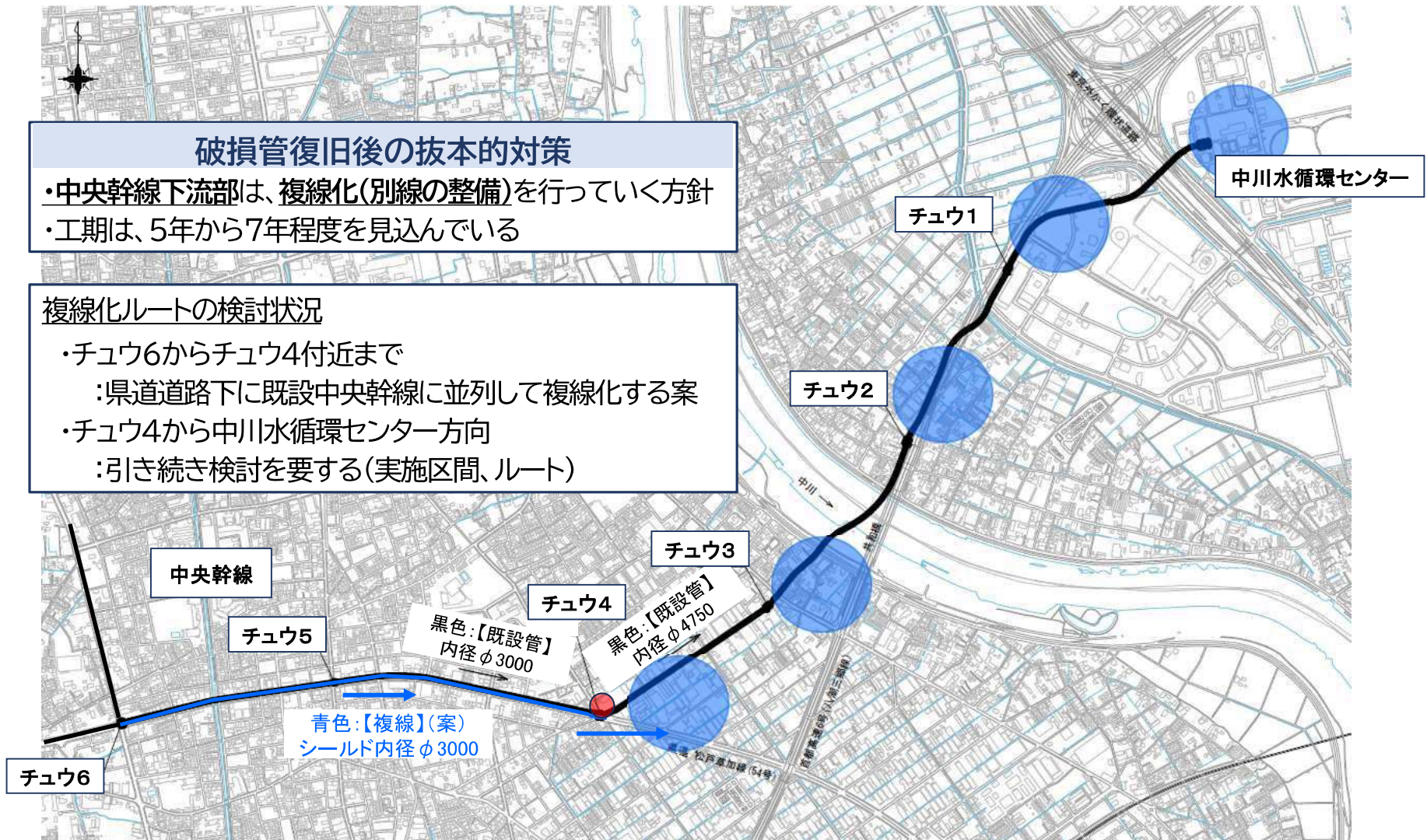


原因物をなくす

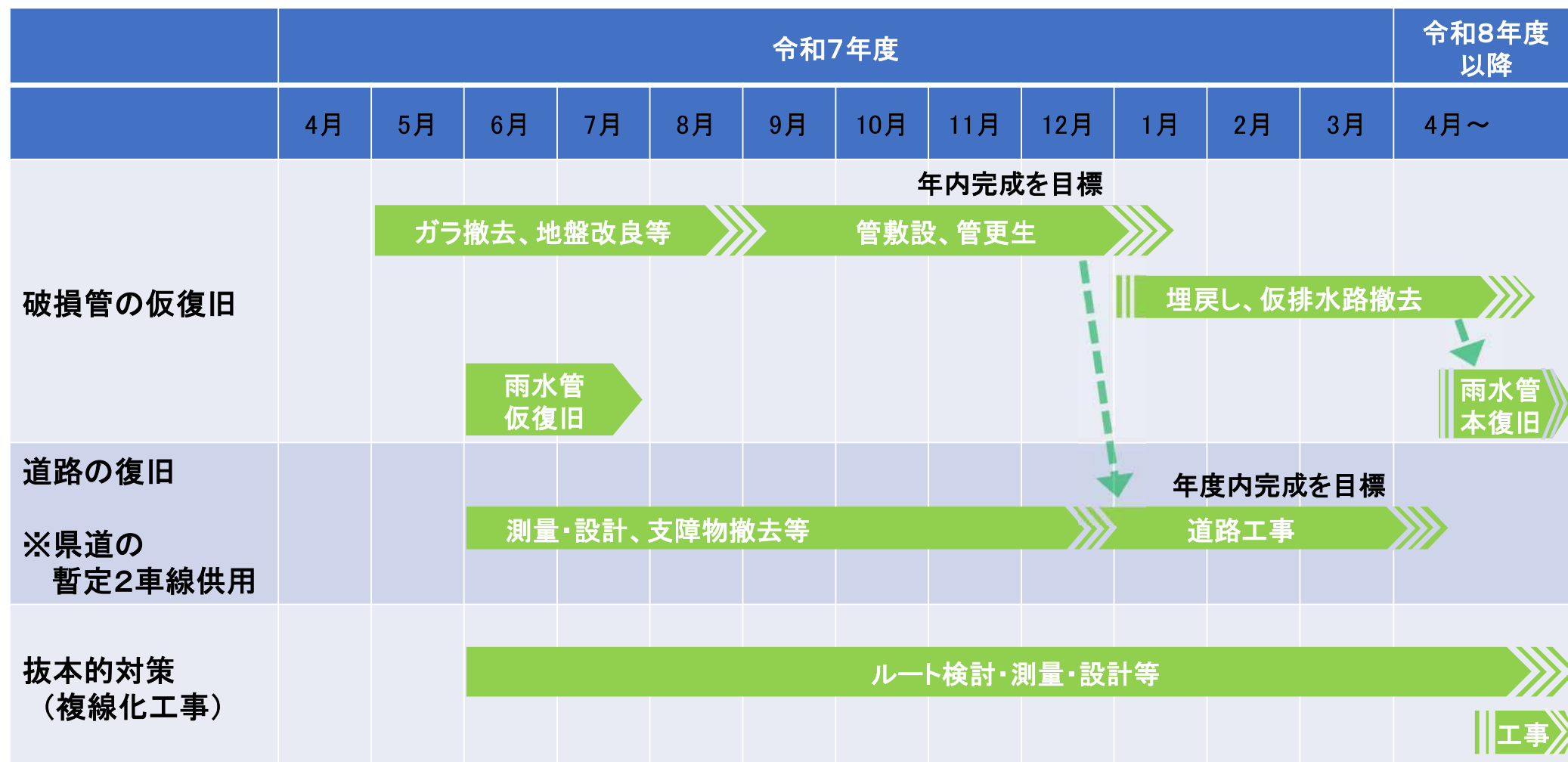
- ・角落し設置
- 強化 9月: 止水強化による下水の漏れ軽減対策
- ・殻、汚泥撤去
- ・破損管復旧
- 12月: 下水の漏れがなくなる



抜本的な対策について



復旧工事の工程について



※今後の現場状況によって、工程が変更となる場合があります。